

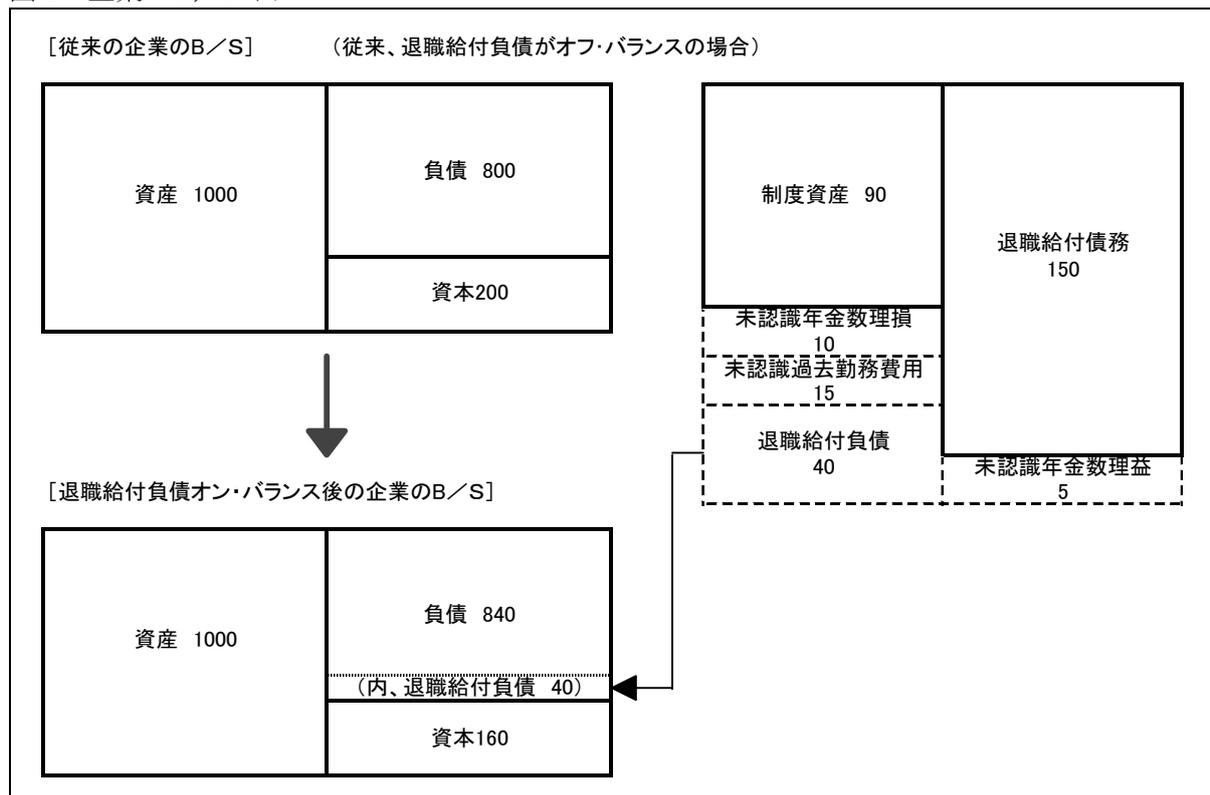
IAS19（1998年改訂）「従業員給付」（4）

連載の最後として、国際会計基準 IAS19（改訂）の給付建て制度に関する会計処理の中で、企業が貸借対照表で認識すべき負債額の計算方法を説明し、この基準を実際に適用した場合の影響について分析する。

企業の給付建て制度に関する会計処理は、（1）予測単位積増方式を用いて、退職給付債務と費用（現在勤務費用）を決定、（2）制度資産の公正価値を決定、（3）年金数理損益とその償却額を決定、（4）新しく制度を導入したり、または既存の制度の給付改善を行った際に発生する過去勤務費用とその償却額を決定、といったプロセスを経ている。

その結果、企業が貸借対照表(B/S)で認識すべき退職給付負債の額は、「退職給付債務－制度資産－(+)未認識年金数理損(益)－未認識過去勤務費用」で、求められる(図1)。

図1 企業のB/Sイメージ



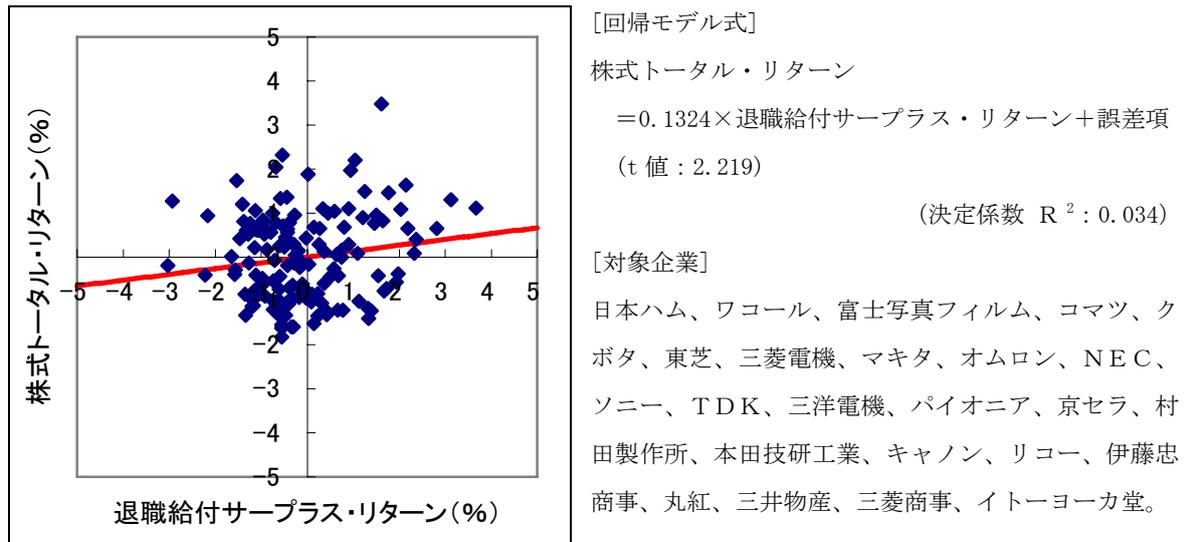
ただし、IAS19(改訂)では、公開草案 E54 になかった経過措置が設けられた。この基準を採用した時に新たに発生する負債額(例えば、国内基準の退職給与引当金から、IAS 基準の退職給付負債への増加額)を、基準採用時から5年以内の期間で均等償却できるようになった(注)。IASC 理事会は、この経過措置を認める代わりに、基準発効日を2年繰り上げた(E54 で示した2001年1月1日から、1999年1月1日へ)模様である。

(注)わが国の企業が、例えば2001年度決算からIAS基準を採用した場合には、5年の経過措置期間(1999～2004年)をフルに活用できないようである。

ここまで解説してきたように、IAS19（改訂）は、退職一時金・企業年金について、FAS87によく似た会計処理を要求している。したがって、FAS87適用の日本企業24社を分析することにより、わが国の企業がIAS19（改訂）を実際に適用した場合の影響を予測できるだろう。

そこで、24社の株式トータル・リターンを、退職給付に係るサープラス・リターンで単回帰分析してみた（図2）。

図2 株式トータル・リターンと退職給付サープラス・リターンの関係



(注)1990～96年度決算を対象（変則決算期を除く、データ数142）。退職給付債務はPBO（予測給付債務）、退職給付サープラス・リターンは「(当期のサープラス-前期のサープラス) / 前期の制度資産」、として計算。ただし、サープラス(=剰余)は「制度資産-退職給付債務」である。また、株式トータル・リターンは、有価証券報告書提出期限（例えば、3月期決算の場合、6月末）時点での直近1年リターンを使用。なお、当該24社内での相対的なリターン格差の原因を見るため、リターン数値を「(生データ-平均値) / 標準偏差」により、すべて基準化して用いた。

結果は、株式リターンの変動を、退職給付サープラス・リターンの変動だけではほとんど説明できない（決定係数が0に近い）ため、それほど重要なリスク要因でないかもしれない。しかし、回帰モデル式におけるサープラス・リターンの係数(0.1324)がプラスで、統計的に有意（t値が2以上）なため、実質的に（オン、オフ・バランスを問わず）未積立の退職給付債務が増大した場合には、株式リターンの悪化につながる事が予想される。

このように、IAS19（改訂）の適用によって、企業年金の積立不足の実態が白日の下にさらされ、株式市場がそれを評価する動きになることは確実である。したがって、企業経営においては、企業年金の積立不足の解消や、退職一時金も包括した退職給付債務の管理が、喫緊の課題と言えるだろう。